

自然電力株式会社「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年9月13日付けで自然電力株式会社より届出された「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年12月27日
- (2) 鳥取県知事意見 * 平成30年4月4日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第1回)
*平成30年4月6日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・鳥取県知事意見にある工事用資材等の搬出入車両の走行による騒音及び振動の影響について、調査点の追加を検討すること。	・工事用資材等の搬出入車両の走行による騒音及び振動の調査点の追加については、関係機関との協議及び現地確認のうえ検討する。

(1)～(3)の資料については、下記URLを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鳥取県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。